

○沖縄市建築計画概要書等の写しの交付事務に関する要綱

(令和 2 年 3 月 13 日決裁)

改正令和 4 年 10 月 31 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築基準法（以下「法」という。）第 93 条の 2（法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 4 第 1 項の書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付事務について必要な事項を定めるものとする。

(写しの対象・条件)

第 2 条 写しについては、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 写しをすることができる資料は、沖縄市建築計画概要書等の閲覧に関する規則（令和 2 年沖縄市規則第 5 号）に基づき閲覧申請がなされた建築計画概要書等とする。
- (2) 写しは、1 申請につき 1 件とする。ただし、建築基準法施行規則第 11 条の 4 第 1 項第 5 号に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第 1 号又は第 2 号に掲げる建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付の申請が同時に行われる場合は、1 件とみなす。
- (3) 建築計画概要書等に印影及び個人の電話番号が記載されている場合は、識別できないように配慮する。

(写しの交付の場所)

第 3 条 建築計画概要書等の写しの交付の場所については、沖縄市建設部建築指導課において行うものとする。

- 2 申請者が特別の事情により郵送による交付を申請する場合は、前項の規定にかかわらず郵送による交付を行うことができる。

(交付の時間帯)

第 4 条 建築計画概要書等の写しの交付の時間帯は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

- 2 沖縄市の休日を定める条例（平成 3 年沖縄市条例第 24 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日は、建築計画概要書等の写しの交付に供しないものとする。
- 3 市長は、必要があると認める場合は、前 2 項の規定にかかわらず、臨時に、建築計画概要書等の写しの交付ができない日を定め、又は建築計画概要書等の写しの交付時間を延長し、若しくは短縮することができる。
- 4 市長は、前項の規定により、臨時に、建築計画概要書等の写しの交付できない日を定め、又は、写しの交付時間を延長し、若しくは短縮するときは、その旨を前条に規定する写しの交付の場所に掲示しなければならない。

(写しの交付手続き)

第5条 申請者は、建築計画概要書等の写しの交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(写しの交付に係る手数料)

第6条 申請者は、沖縄市建築確認申請等手数料徴収条例(平成12年3月30日条例第25号)で定める建築計画概要書等の写しの交付手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、建築計画概要書等の写しの交付を受ける前に納付するものとする。

3 郵送による交付を申請する場合の当該郵送にかかる費用については、申請者の負担とする。

(写しの交付ができない場合)

第7条 次に掲げる場合は、写しの交付をすることができない。

(1) 建築物等（建築物、工作物、昇降機又は建築設備をいう。）を特定しない場合

(2) 当該概要書等が保存されていない場合

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月31日決裁）

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。